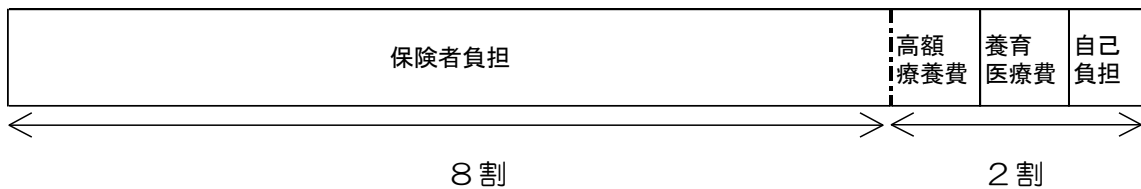


未熟児養育医療のご案内



未熟児養育医療とは、身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、その治療に要する医療費（保険診療分）を公費により負担する制度です。世帯の市町村民税額等に応じて一部自己負担があります。



嘉 手 納 町



【対象】

嘉手納町に居住する乳児のうち次のいずれかに該当し、指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めたもの。（以下、「対象児」という。）

- ① 出生時の体重が 2,000 グラム以下
- ② 生活能力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示すもの
 - ア 一般状態
 - ・運動不安、けいれんがあるもの
 - ・運動が異常に少ないもの
 - イ 体温
 - ・摂氏 34 度以下のもの
 - ウ 呼吸器・循環器系
 - ・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - ・呼吸数が毎分 50 を超えて増加傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの
 - ・出血傾向が強いもの
 - エ 消化器系
 - ・生後 24 時間以上排便のないもの
 - ・生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
 - ・血性吐物、血性便のあるもの
 - オ 黄疸
 - ・生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸のあるもの
 - カ 上記の他、未熟性による症状のあるもの



【給付内容】

指定養育医療機関で行う治療のうち、次のものが対象となります。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送

【申請期間】

対象児の入院中に申請してください。

【申請窓口】

嘉手納町役場 子ども家庭課 母子保健係 電話：956-1111（内線 159）

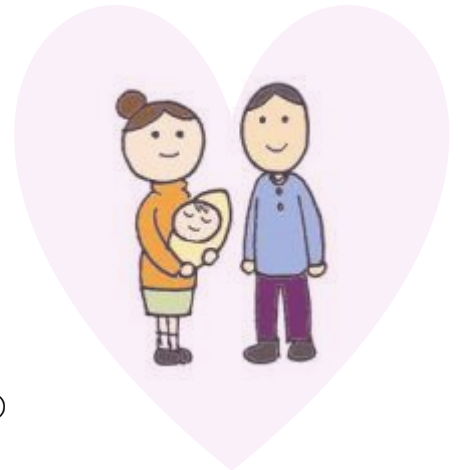
未熟児で生まれたお子さんに対し、保健師による訪問や電話相談などを行っています。もし何か心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。





【必要書類】

- ◎申請時に不備の書類は後日提出してください。
 - 養育医療意見書（様式第2号 医療機関より）
 - 養育医療給付申請書（様式第1号）
 - 世帯調書（様式第3号）
 - 誓約書又は委任状（様式第4号、様式第5号）
- } 保護者が記入・押印
- 対象児の健康保険被保険者証
※申請時に間に合わない場合は扶養義務者の保険証（対象児が加入する保険証）
 - 個人番号が記載されたもの（マイナンバーカード等）
※対象児を含む世帯構成員すべて
 - 申請者の本人確認書類（運転免許証等）
 - 親子(母子)健康手帳
 - 印鑑
- ◎下記は世帯の状況により必要となる場合がある書類です。
- 当該年度の市町村民税所得課税証明書
※6月までは前年度のもの
 - 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
 - 寡婦(夫)みなし適用申請書（別紙 保護者が記入・押印）
 - 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)



【給付の決定】

申請書類を審査後、給付の可否を申請者及び医療機関へ郵送により通知します。
承認の場合は医療券（給付の期間、自己負担月額等が記載されています）も送付します。

【医療機関でのお支払いについて】

未熟児養育医療の給付対象の医療費（保険診療分）は、医療機関でのお支払いはありませんが、オムツ代など自費分は未熟児養育医療の対象外となりますので、お支払いがあります。

【自己負担金について】

自己負担金額は、世帯の市町村民税額等により徴収基準額表のとおり決定致します。
入院月の約3カ月後に町から納付書を送付致しますので、金融機関で納めてください。お支払い後の自己負担金は、子ども医療費助成制度の対象となりますので、自己負担金の領収書を添付し子ども家庭課で申請してください。

【申請内容に変更等があった場合は手続きが必要です】

- ・住所の変更
- ・医療保険の変更
- ・世帯階層区分、扶養義務者等の変動
- ・受給者証の紛失等
- ・転院する場合
- ・治療期間の延長

※変更手続きの詳細は町役場子ども家庭課までお問い合わせください。

